

「滞在型「サウナ・トトノウ」ツーリズム推進拠点整備運営事業」
の募集要領等に関する回答

項番

1	質問内容	書類名	要求水準書
		質問項目	料金について
		内容	利用料金は、指定管理者側で任意に変更は可能でしょうか？ 町の確認、条例変更などが必要でしょうか？
	回答		指定管理者が各施設の利用料金を変更したい場合は、町の事前承認が必要です。 また、条例に定められた項目や公の施設の料金制度に該当する場合は、松田町の条例改正（町議会の議決）が必要となります。事業者の任意の判断のみで変更することはできませんが、柔軟に対応をしていきたいと考えています。
2	質問内容	書類名	実施要項
		質問項目	リスク分担表について
		内容	需要リスクについて、15年という長期間のため、寄宿舍、温浴施設、キャンプ施設など、需要などの変動により変わってしまうことが想定されます。 その場合、天災は考慮されるとありますが、社会情勢の変化等で寄宿舍として成り立たなくことも想定されます。 こういった場合でも、運営者がすべてのリスクをおわないといけないのでしょうか？
	回答		寄宿舍を含めた施設利用による通常の市場動向や予測可能な範囲の需要変動によるリスクは、原則として事業者（指定管理者）の責任となります。 ただし、事前の予測を超えた構造的要因により事業継続が困難となった場合は、リスク分担に基づき、町と事業者間で協議のうえ柔軟に対応策を検討します。
3	質問内容	書類名	実施要項
		質問項目	運営時の施設利用料金に関する要求水準
		内容	施設利用料金の変更は可能でしょうか？ 15年間という長期間のため、さまざまな理由により、経営が困難になる可能性もあります。 その場合でも、この料金は、規定料金以上を支払い続けなければならないのでしょうか？
	回答		プロポーザルで提案され契約に定められた町への施設利用料金は、事業者が自らの責任で約束するものであり、通常の経営難を理由とする一方的な減免は原則として行いません。 ただし、予測不能な社会情勢の激変などにより事業継続が極めて困難となる重大な事由が生じた場合は、経営状況を確認した上で、町と事業者間で施設利用料金の変更や条件見直について検討します。

4	質問内容	書類名	実施要項
		質問項目	リスク分担表について
		内容	別添7にて「既存備品一覧」が示されておりますが、本事業の実施（新たな施設の運営等）に伴い、追加で必要となる新規備品の調達費用についてお伺いします。 新たに必要となる備品の購入・設置費用は、町が提示する「提案上限額（施設整備費等）」の中に含めて提案すべきでしょうか。あるいは、備品費は提案上限額とは別枠（町の別途手配、もしくは指定管理者の自主経費・持ち出し等）での扱いとなるのでしょうか。費用負担の区分についてご教示ください。
	回答		本事業の実施および新規施設の運営に伴い追加で必要となる各種備品の購入および設置に要する費用は、「提案上限額（施設整備費等）」の中に含めてご提案をお願いいたします。